

広川町立上広川小学校建設基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画
策定支援業務仕様書

I 業務の概要

1 業務名

広川町立上広川小学校建設基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画策定支援業務委託

2 業務の目的

一般国道3号広川八女バイパスの建設や、それに伴う上広川小学校の移転・新築を、広川町にとって100年に一度の大転換期と捉え、人口減少が進む上広川校区において、次代を担う子どもたちが、豊かに学び、健やかに成長できる、安全で機能的な教育環境を整備するとともに、地域住民の交流や活動の拠点として、末永く愛される「地域の核」となる施設を目指すため、新しい上広川小学校校舎等の建設の指針となる「広川町立上広川小学校建設基本構想～上広川校区の未来ビジョン～」を策定する。

本構想には、単に新築される校舎を展望するだけでなく、新たな上広川小学校に持たせる魅力や、その魅力が子育て世代の移住定住意欲を促し、上広川校区が持続可能な地域となる展望を含めるものとし、本業務ではこの基本構想と、それを反映させた基本計画までを策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和10年10月31日までとするが、後述する上広川小学校建設委員会における協議及び事務局との協議等の進捗により履行期間を延長することがある。

4 業務の実施

- (1) 受注者は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は、業務の進捗に関して発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 本業務の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に再委託してはならない。主要な部分以外の第三者への再委託に関しては、あらかじめ発注者に再委託報告書を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (6) 本基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画は、議会・各種団体代表等で組織する上広川小学校建設委員会に諮問するため、受注者及び発注者で協議を行った部分については、協議した期日までに原案をまとめること。

- (7) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務体制

受注者は、以下に定める要件に従い、管理技術者、主任技術者及び担当技術者を配置し、必要な業務実施体制を整え、本業務を適正に履行すること。

- (1) 受注企業として以下を満たすものとする。

平成 28 年度以降に、国又は地方公共団体等（国及び地方公共団体に関係する独立行政法人等を含む。）が発注した、学校施設又はその他の公共施設の新築もしくは改築に関する基本構想又は基本計画策定業務を元請として受注し、完了した実績を有していること。

なお、当該実績は「住民参加型のワークショップ等」を実施した業務に限る。

- (2) 配置技術者等

- ①受注者は、本業務の管理及び統括を行うものとして、管理技術者 1 名を配置すること。
- ②主任技術者 1 名及び担当技術者を選任し、本業務に従事させること。
- ③管理技術者は、平成 28 年度以降に、国又は地方公共団体等が発注した、学校施設又はその他の公共施設の新築もしくは改築に係る、基本構想又は基本計画策定業務に従事し、当該業務を完了した実績を有している者とする。
- ④管理技術者、主任技術者及び担当技術者は、それぞれ相互に兼務できないものとする。

- (3) 管理技術者等の資格要件

- ①管理技術者は、一級建築士、技術士（建設部門「都市及び地方計画」）のいずれかの資格を有していること。
- ②管理技術者、主任技術者及び担当技術者は当該組織に所属しており、直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有していること。

※ 1 「管理技術者」とは業務の管理及び統括を行う者をいう。

※ 2 「主任技術者」とは管理技術者の下で担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

6 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後 7 日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。なお、記載内容に変更が生じた場合

には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を得ること。

- ①検討する業務内容
- ②業務を実施する上での方針
- ③業務の詳細な工程
- ④業務実施体制
- ⑤管理技術者・主任技術者及び担当技術者一覧表、経歴書及び業務分担表
- ⑥再委託先がある場合は再委託先の概要及び担当者一覧表
- ⑦業務フローチャート
- ⑧発注者との打合せ計画
- ⑨連絡体制
- ⑩その他発注者が必要とする事項

7 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を解消するものとし、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

8 引渡前における成果品の使用等

委託期間途中においても、発注者は受注者の承諾を得ることで、成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

9 検査

業務が完了した時は、発注者に完了届により通知するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

10 資料の貸与等

受注者が業務を進めるに当たり必要となる発注者が所有する各種報告書・計画書等の資料は、原則貸与すること。受注者は、資料がなくなったら速やかに発注者に返却すること。また、複製が必要なときは発注者の許可を得なければならない。

11 使用言語等

本業務に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法に定めるものとする。

II 業務内容

1 基本構想～上広川校区の未来ビジョン～の策定支援

「2 業務の目的」に沿った上広川小学校建設に係る基本構想～上広川校区の未来ビジ

ョンへの策定を支援する。内容として次の条件のとおり、「住民ニーズの整理、住民が求める校区の未来像、その中で学校に求める理想像」が含まれたものとする。

- ①前提条件の整理（本事業の経緯・目的等を踏まえた基本理念の整理等）
- ②将来想定（児童数・学校規模・通学区域・行政需要と町民ニーズ）の整理
- ③学校関係者・保護者・地域との「目指したい上広川校区と上広川小学校の姿」に関する議論を踏まえた将来像の検討
- ④建設予定敷地選定支援業務の成果活用と条件整理（別途発注している当該業務の報告書等を活用し、法的規制・制約条件・周辺近隣状況・アクセス等の整理を行うこと。また、必要に応じて当該業務受託者へ町を通じて情報収集を行うこと。）
- ⑤施設の基本構成・規模の検討（必要な機能・諸室等の整理）
- ⑥土地利用計画の検討（建物配置計画）
- ⑦学校関係者・保護者・地域との「目指したい上広川校区と上広川小学校の姿」に関する議論を踏まえた地域交流機能の検討
- ⑧その他策定に必要な事項

2 基本計画の策定支援

基本構想～上広川校区の未来ビジョン～を踏まえ、広川町立上広川小学校建設に係る基本計画の策定を支援する。

- ①施設整備方針
- ②設計諸条件の整理
- ③面積・条件整理
（教室・管理部門・共用部・屋内運動場・地域交流機能等、必要諸室の面積及び機能等の考え方）
- ④必要諸室・必要施設リスト作成
- ⑤配置計画、平面計画、立面計画、動線計画、諸室整備計画、構造計画、設備計画の検討（諸室整備計画は、フロア構成、ゾーニング、レイアウトを検討）
- ⑥外構計画、建物・外構に係る雨水排水計画、解体計画の検討
- ⑦インフラ計画の検討（敷地内インフラ関係の整理、検討）
- ⑧ローリング計画の検討（移転計画・仮設計画の整理検討）
- ⑨家具備品移転計画の検討
- ⑩環境負荷・コスト縮減・維持管理等の検討
- ⑪整備スケジュール（マスタースケジュール）の検討
（基本計画から施設竣工、供用開始、既存校舎解体撤去までのマスタースケジュールの作成）
- ⑫概算事業費の算定
- ⑬地質調査等業務への対応（発注者が別発注する地質調査等業務についての対応）

⑭事業手法・発注方式の比較検討

⑮基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画書の作成（基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画一括での成果品提出とする）

3 会議等への運営・支援業務

（1）ワークショップの企画運営

学校関係者・保護者・地域との「目指したい上広川校区と上広川小学校の姿」に関する議論を行うためのワークショップに関する企画運営を次のとおり行うこと。（2回程度の開催を想定すること。）

①企画準備

②資料作成

③実施・運営

④実施記録とりまとめ

⑤案内チラシの作成

⑥ニュース等の作成

（2）上広川小学校建設委員会業務

上広川小学校建設委員会に本基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画の諮問を行う予定であり、検討に必要な資料作成を行うこと。

上広川小学校建設委員会は8回程度を予定し、会議への出席、提出議案・資料作成、議事録作成等の運営支援を行うこと。

上広川小学校建設委員会の運営等は発注者で行うが、基本構想・基本計画において協議が必要となる事項については、必要に応じ、議案提案や資料の提供等を行うこと。

4 成果品の納入

本業務に係る成果品は以下のとおりとする。なお、本成果品の著作権は広川町が保有するものとする。

①上広川小学校建設基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画書（A4版簡易製本） 50部

②上広川小学校建設基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画書概要版（A4版又はA3版） 50部

③基本構想～上広川校区の未来ビジョン～・基本計画書策定業務に係る資料等 一式

④上記に係る電子データ 一式

5 その他

①本計画策定に関し、関係官公署との協議、各種法的手続きなど必要となる事項を整理

すること。

②上記業務内容に付随して、受注者の経験から本業務にあつて必要と思われる事項についての支援を行うこと。

Ⅲ その他

- 1 今後、上広川小学校建設に関する設計業務等の委託が必要となった場合、本業務の受注者は、本業務を受注したことを理由として、今後の設計業務等の委託における入札参加や指名等において排除されるものではない。
- 2 本仕様書に定めのない事項並びに仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。